

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



目次

- はじめに
- 背景
- 当 ASU の主要規定
- 発効日、早期適用、及び移行措置

FASB が確定給付制度に関連する純期間給付費用の表示に係るガイダンスを改訂

エミリー・アッシュ (Emily Hache) 及びカレン・ウィルトシー (Karen Wiltsie) (Deloitte & Touche LLP)

はじめに

2017年3月10日、FASB は、ASU2017-07¹を発行した。これは、事業体により運営される確定給付制度及びその他の退職後制度に関する、純期間給付費用の構成要素の損益計算書表示に関連した ASC715²の規定を改訂するものである。

背景

現行米国会計原則では、純給付費用(すなわち、確定給付年金費用及び退職後給付費用)は、雇用者による財務的取り決め及び従業員により稼得される給付の費用の異なる側面を反映する、いくつかの構成要素から構成される。これらの構成要素は、財務諸表においては、集約され、かつ純額で表示される。しかしながら、当該純額表示は、多くの利害関係者により批判を受けてきた。その理由は、財務諸表利用者が、事業体の現時点及び将来の財務業績を評価する際に、異なる種類の構成要素を別個に評価することができないためである。加えて、損益計算書において、事業体がどこに純給付費用を表示すべきかの具体的なガイダンスが、現時点では存在しない。

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2017-07, *Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost*.

² FASB Accounting Standards Codification Topic 715, *Compensation—Retirement Benefits*.

当 ASU の主要規定

ASU2017-07 が事業体に要求しているのは、(1)給付費用の他の要素(「その他の要素」)から、当期勤務費用要素を分離し、損益計算書上、関連する従業員に係るその他の当期報酬費用と共に表示し、かつ(2)他の構成要素を損益計算書の他の箇所に表示し、小計が表示される場合には事業からの利益の枠外として表示することである。

当 ASU はまた、事業体がその他の構成要素を含む損益計算書表示項目を適切に説明された別個の項目に表示していない場合は、それを開示することを要求している。



編集者注

当 ASU は、その他の構成要素をさらに分解することを要求してはいないが、当該情報が、財務諸表利用者にとって有用であろうと事業体が判断する場合には、開示必要とする可能性がある。しかしながら、どの財務諸表項目に分解された構成要素が含まれているかは、開示が必要である。

加えて、純給付費用の勤務費用構成要素のみが、資産化適格である(例: 棚卸資産又は固定資産の一部として)。これは、該当する場合には純給付費用の合計額を資産化できる現行実務からの変更である。



編集者注

一名の FASB ボード・メンバーは、当 ASU は、退職給付費用の透明性を真に改善するよりも、事業及び非事業財務業績の報告に関する、特定の分類を義務づけるものである、との彼の信念を述べ、当 ASU 発行の決定に反対した。彼は、結論を再検討しなければならないことを避けるために、FASB は、当 ASU の改訂を、業績報告に係る広範なリサーチ・プロジェクトを完了するまで延期すべきである、と言及した。彼はまた、新規ガイダンスは、米国会計原則における、現時点での他の規定と不整合又は衝突をもたらす結果となろう、との見解を示した。

他の一名のボード・メンバーは、料金規制事業体にとって当該改訂の便益はコストを上回ることはないと考え反対した。自家建設資産の一部として、勤務費用のみ資産化が容認されるとの当 ASU の規定は、料金規制事業体にとって、システムの変更のための重要な費用を生じさせるであろう、また、純給付費用のその他の構成要素は、算入可能なコスト(allowable cost)であるためを規制上の資産として資産化されるであろう。

発効日、早期適用、及び移行措置

当 ASU の改訂は、公開ビジネス事業体については、2017 年 12 月 15 日より後に開始する期中及び年次期間から発効する。他の事業体に関しては、当改訂は、2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及びその後の年次期間における期中期間から発効する。

早期適用は、事業体の財務諸表(期中又は年次)が発行されていない又は発行可能となっていない、年次期間期首時点で認められる(すなわち、事業体は、期中財務諸表を発行する場合、第一期中期間内において、当改訂を早期適用しなければならない)。

事業体は、(1)勤務費用及びその他の構成要素の損益計算書における区分表示に関する規定の適用については遡及移行法、また(2)勤務費用構成要素に給付費用の資産化(例:棚卸資産の一部として)を制限する規定の適用については、将来に向かった移行法を使用しなければならない。さらに、事業体は、当改訂を適用する、第一期中及び年次報告期間の双方において、会計原則の変更に関する性質及び理由を開示しなければならない。

当 ASU はまた、損益計算書上の勤務費用及びその他の費用の表示を遡及的に変更する際には、事業体が、適切な見積もりとして、比較期間における過年度の年金及びその他の退職後給付制度脚注から、従来開示されていたこれらの費用を使用することを容認する、移行時の実務的簡便法を設定している。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせを受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。

Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.